

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

「このメール詐欺かも??」 だまされないための3つの基本

▼基本1 メールを開かない

受信メールには、送信者、件名、数行の本文が表示されます（一部機種を除く）。知らない人からのメールや身に覚えのないメールは開かないほうが安全です。

▼基本2 リンクをタップしない

URLやリンクをタップしてしまうと、詐欺サイトへ誘導させられてしまう危険があるので注意しましょう。

▼基本3 入力しない

詐欺サイトは、クレジットカード情報やID、パスワードなどの重要な個人情報を盗むのが目的です。入力を求められても、絶対に入力しないようにしましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝10月5日⑩13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※10月4日⑩15:30までに予約してください